

令和7年度富山県立学校における  
新入生の学習者用端末販売に係る業務協定

公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月27日

富山県教育委員会 教育企画課

本要領は、富山県立高等学校及び特別支援学校高等部（以下「県立学校」という）の生徒に向けた学習者用端末販売に係る業務（以下「本業務」という。）の協定締結候補者（以下「協定候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

## 1 概要

### （１）業務協定の名称

令和7年度富山県立学校における新入生の学習用端末販売に係る業務協定

### （２）協定の目的

本協定は、富山県立学校に入学する生徒及びその保護者が、学習活動に資する適切な学習者用端末を簡便に低価格で購入し、充実した保証内容の中で安心して ICT を活用した学びを実現することを目的とする。

### （３）プロポーザルの目的

富山県教育委員会（以下「県教委」という）では、これまで ICT を活用した、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度を踏まえた個に応じた指導・個別最適な学びや協働的な学び、情報モラル教育の推進を行っており、令和7年度県立学校入学生から生徒1人1台端末環境を個人所有の端末の導入により実現することとした。

しかし、入学時には他の学用品等の準備もあるため、端末の購入に係る生徒及び保護者の負担軽減を図る必要があることから、県教委として、スケールメリットを生かした推奨機と端末価格の設定、生徒（保護者）にとって分かりやすい購入スキームを提示する必要がある。新入生の保護者が少しでも負担感なく端末機器を購入できるよう、本県の ICT 教育推進に向けた本業務の意義を十分に理解し、実現のための意欲、業務遂行に足る技術能力等に優れた者を、プロポーザルにより募集することを目的とする。

### （４）業務内容

県教委が推奨する学習用端末の生徒（保護者）への EC サイトによる販売

※ 詳細については仕様書のとおり

### （５）協定期間

協定締結日から令和7年10月31日までを予定

※ 詳細については協定書（案）のとおり

### （６）学習用端末販売価格上限額

A 端末（ChromeOS） 65,000 円（税込み）

B 端末（WindowsOS） 70,000 円（税込み）

C 端末（iPadOS） 65,000 円（税込み）

※ この金額には、仕様書の内容をすべて含むこと。

※ 本業務協定において、県教委から協定先への料金は一切発生しないことを条件とする。

## 2 今後のスケジュール（予定）

項目	日程
募集公告（ホームページ掲載）	令和7年1月27日（月）
質問受付期限	令和7年2月3日（月）午後5時
プロポーザル参加申請書提出期限	令和7年2月7日（金）午後5時
企画提案書等提出期限	令和7年2月13日（木）午後5時
審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年2月21日（金）
審査結果の通知、協定候補者決定	令和7年2月21日（金）以降

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たす法人若しくは団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する共同企業体とする。

### （1）法人等

- ① 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ③ 端末の調達に関して、令和3年度以降に都道府県又は政令指定都市に対して、類似した実績が1件（1件：1,000台）以上あること。
- ④ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ⑤ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

### （2）共同企業体

- ① 各構成員が、上記（1）④から⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体の代表者が、上記（1）①から③の項目を満たしている者であること。

- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	
カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率		
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

#### 4 参加手続

##### (1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書【様式1】」を2月7日（金）午後5時までに電子メールで送付すること。

なお、件名は「【事業者名】令和7年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る協定業務参加申込」とすること。

##### (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書【様式5】」により電子メールにて2月3日（月）午後5時まで受け付ける（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する。）

##### (3) その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問合せ先」に同じ。

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

次の①～②までの書類を電子データで提出すること。

###### ① 企画提案書（様式任意）

- ・ A4版横、左上綴じ。表紙には「令和7年度富山県立学校における新入生の学習用端末販売に係る業務協定提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。また、目次を除く各ページの下部中央にページ番号を記載すること。
- ・ 企画提案書には、下記（ア）～（カ）の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。
- ・ また、共同企業体が共同提案する場合は、グループを構成する企業が業務の実施上果

たす役割をそれぞれ明確に示すこと。

- ・ 正本及び副本（提案者情報を黒塗りしたもの）それぞれ1ファイルを提出すること。  
ここでいう提案者情報とは、事業者名、代表者氏名、会社のロゴ、再委託先会社名等の提案者に関する情報をいう。

**(ア) 類似業務の実績について**

端末の調達について、類似した実績を1件（1件：1,000台）以上示すこと。実績は令和3年度以降のものとし、業務の概要、調達台数、調達期間、契約相手、契約金額、業務のセールスポイントを示すこと。

**(イ) 業務遂行能力について**

業務を実施する際の体制及び全体スケジュールを示すこと。また、本業務を通じて収集する個人情報（生徒の氏名、保護者の氏名、住所、電話番号、学校名、クレジットカード番号等の個人に関する情報）に対する管理方針（プライバシーポリシー、それらの取扱い方法等）を記載すること。

**(ウ) 端末価格・端末等の仕様について**

端末提案書で提出した端末及びオプション購入項目に対する選定の考え方を記載すること。合わせて、販売価格（根拠となる積算を含む。）を記載すること。なお、販売価格は販売手数料、消費税等も含めた1台あたりの単価を示すこと。

**(エ) 端末保守**

学習者用端末の保証・サービス内容について、故障時の対応フローなど仕様書の記載内容を補足説明する事項を図等を用いて記載すること。また、仕様書に記載されている内容より優れた保守を提案できる場合は、その内容も記載すること。

**(オ) 購入プロセスについて**

ECサイトを利用するにあたり、生徒（保護者）が学習用端末を注文してから受け取るまでの購入プロセスが理解しやすく、簡便な方法で購入できる仕組みとなっていること。また、購入者の問合せ等にサポートする仕組みを提案すること。

**(カ) その他（独自の提案・工夫）**

本事業の目的を達成するために有効だと思われる内容やサービス等があれば併せて提案すること。

**② 【様式6】仕様要件回答書について**

仕様書要件について、回答欄に、仕様内容の対応ができる場合には「○」を、対応できない場合には「×」のいずれかを記入すること。これ以外の記載や空欄とした場合、仕様要件を満たしていないものと判断する。また、「×」を選択した場合は、対応方法欄に主な提案書記載ページを記載し、提案書の中で代替案を示すこと。

なお、代替案で仕様を満たせていないと判断した場合、提案内容は失格となるので、注意すること。

**(2) 提出期限**

2月13日（木）午後5時 必着

### (3) 提出方法

- ・提出先 「10 問合せ先」に同じ
- ・提出方法 電子メールによる  
Email : akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp

## 6 審査及び結果通知

### (1) 選定方法

- ① 企画提案書の選定にあたっては、企画提案審査会を設置し、プレゼンテーションによる審査を行う。
- ② 提案内容及び価格等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、価格の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を決定する。

### (2) 審査方法

- ① 審査では、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。  
(7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングを参照のこと)
- ② 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としがないことがある。

### (3) 審査基準及び配点

別紙「審査基準」のとおり。

### (4) 審査結果

審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・プロポーザル全参加者の名称
- ・選定した協定候補者の名称
- ・プロポーザル全参加者の得点一覧  
(ただし、どの参加者の得点か特定できないような表記とする。)

## 7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

### (1) 日時

令和7年2月21日(金)を予定しているが、詳細は別途連絡する。

### (2) 場所

富山県富山市新総曲輪4番18号  
富山県民会館609号室(控室:603号室)

### (3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

25分程度(企画提案書の説明15分、ヒアリング10分の予定)

企画提案書の説明については、15 分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 企画提案の説明及びヒアリングは、主担当者となる者（プロジェクトリーダー等）が行うこととし、会場への入室者は3名以内とする。
- ② 会場には県側でプロジェクタ（HDMI ケーブル接続）及びスクリーンを用意する。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象にはしない。

## 8 協定の締結

- (1) 本業務は、生徒（保護者）の個人負担による購入になるため、県教委が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。
- (2) 選定した協定候補者と県教委が提案書を踏まえ協議を行い、協定に係る仕様（協定内容及び協定単価等）を確定した上で協定を締結する。
- (3) 協定候補者と県教委との間で協議が整わない場合、審査結果において総合評価が次点であった者と協議のうえ、協定を締結する。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限（2月13日（木）午後5時）までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
  - ・ 本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
    - ① 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
    - ② 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 協定候補者は、協定業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同又は自己の利益のために利用することはできない。なお、協定業務終了後も同様とする。

## 10 問合せ先

富山県教育委員会 教育企画課 ICT 教育推進係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-4511 Email : [akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp](mailto:akyoikukikaku@pref.toyama.lg.jp)